

# 防府市水稻農家防除対策支援助成金交付要綱

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、水稻の安定的な生産を推進することを目的とし、水稻農家防除対策支援について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付及び事業種目等)

第2条 市長は、予算の範囲内で、前条の事業に要する経費について助成金を交付する。

2 前項の規定による事業の事業種目、事業内容、補助率及び事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第3条 前条の規定による助成金の交付申請をしようとする事業実施主体は、助成金交付申請書(第1号様式)を、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第4条 市長は、前条の助成金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、交付決定通知書(第2号様式)により事業実施主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 第4条第1項の規定による通知を受けた事業実施主体は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(他の用途への使用禁止)

第6条 助成金の交付を受けた事業実施主体は、当該助成金を他の用途に使用してはならない。

(報告及び検査等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し事業実施状況等について報告を求め、帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(助成金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、事業実施主体が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、当該事業実施主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

事業種目	事業内容	補助率	事業実施主体
<p>水稲農家防除対策</p>	<p>水稲農家の防除対策経費を助成</p>	<p>耕作面積 10 アールにつき 1,000 円 ただし、耕作面積が 10 アールに満たない場合は 1,000 円</p>	<p>1 市内に住所を有する水稲農家又は、市内の農地を耕作する水稲農家 2 市内に主たる所在地を有する水稲生産法人又は、市内の農地を耕作する水稲生産法人</p>

【申請者】No.

第1号様式

〒		電話番号
住所		
氏名		
代表者 <small>(法人等の場合、代表者名をご記入ください)</small>		

(宛先) 防府市長

### 防府市水稲農家防除対策支援助成金交付申請書

防府市水稲農家防除対策支援助成金の交付を受けたいので、防府市水稲農家防除対策支援助成金交付要綱第3条の規定に基づき、防除対策支援助成金の交付を下記のとおり申請します。

記

申請日 

令和	年	月	日
----	---	---	---

#### 1. 水稲作付予定面積及び申請金額

(A) 令和3年産水稲作付予定面積に変更がない場合は、(A) チェック欄にレ(チェック)をご記入ください。

(A) 令和3年産水稲作付予定面積 (R3. 3. 31時点)	申請金額			
<input type="text"/> m <sup>2</sup>	<input type="text"/> 円	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>チェック欄</td><td></td></tr></table>	チェック欄	
チェック欄				

※(A)は、令和3年度水稲生産実施計画書(いわゆる細目書)の水稲作付面積の合計を印字しています。  
0が印字されている方は実施計画書が未提出又は他市に提出されていますので、**実施計画書を併せて提出**してください。

(B) 変更後水稲作付面積及び申請金額は、上段の(A) 令和3年産水稲作付面積に変更がある場合のみ、ご記入ください。

(B) 変更後水稲作付面積	申請金額	
<input type="text"/> m <sup>2</sup>	<input type="text"/> 円	<small>面積÷100m<sup>2</sup>×100円(100円未満切捨)</small> <small>1,000円未満の場合は、1,000円</small>

※(B)は実際の作付面積が(A)から変更があった場合のみ記入し、変更後の実施計画書の写しを添付してください。

#### 2. 支給要件の確認事項

次の事項をご確認の上、チェック欄にレ(チェック)をご記入ください。  
令和3年産水稲生産及び防除対策を行わない場合は、助成金の交付対象にはなりません。

・上記のとおり令和3年産水稲生産及び防除対策を行います。	チェック欄	
・防府市の農業者(防府市に住民登録がある個人若しくは主たる所在地が防府市にある法人)又は防府市内の農地で作付けをする農業者であることに間違いありません。	チェック欄	

#### 3. 振込先口座

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	<small>※ゆうちょ銀行をご指定の場合で、通帳番号が8桁に満たない場合「0」で埋めてください。</small>						
	の								
金融機関 <small>(ゆうちょ銀行以外)</small>	金融機関名	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>農協</td><td>銀行</td><td>金庫</td><td>その他</td></tr></table>	農協	銀行	金庫	その他	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>本・支店名</td><td></td></tr></table>	本・支店名	
	農協	銀行	金庫	その他					
本・支店名									
金融機関コード	店舗コード	口座種別	口座番号						
		<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>営農</td><td>普通</td><td>総合</td><td>当座</td><td>別段</td><td>その他</td></tr></table>	営農	普通	総合	当座	別段	その他	
営農	普通	総合	当座	別段	その他				
(フリガナ)									
口座名義									

4. 添付書類 ・ 通帳の写し(金融機関名・支店名・種別・口座番号・名義人等の振込先口座が確認できる書類)  
※振込先口座の金融機関が「山口県農業協同組合」の場合、添付書類は不要です。

第 号  
年 月 日

様

防府市長



防府市水稻農家防除対策支援助成金交付決定通知書

先に申請のありました防府市水稻農家防除対策支援助成金については、防府市水稻農家防除対策支援助成金交付要綱第4条第1項（及び第2項）の規定に基づき（、次のとおり条件を付けて）交付します。

記

交付決定額	円
振込日	年 月 日